

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県糟屋郡久山町長

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付申請の受理及び福岡県への進達等の事務を行う。 身体障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付申請の受理、事実の確認、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳の交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての確認、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑥①～⑤について福岡県への進達事務
③システムの名称	障害者総合支援システム、心身障害者台帳システム、MICJET番号連携サーバ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者台帳ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 福祉課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	表紙 特記事項	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	なし	事後	
平成31年4月1日	②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、対象者に身体障害者手帳を交付している。 身体障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①身体障害者手帳の交付申請の受理、事実の確認、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳の交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての確認、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付申請の受理及び福岡県への進達等の事務を行う。 身体障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付申請の受理、事実の確認、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳の交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての確認、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑥①～⑤について福岡県への進達事務	事後	
平成31年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番11	番号法第9条第1項、別表第一項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二項番74。75		事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	福祉課	事後	
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 (項目内容変更)	健康福祉課長 物袋 由美子	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉課	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉課	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 福祉課	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月22日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月22日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	